

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市安芸区船越南五丁目1番1号

氏 名 株式会社 タイヨー
代表取締役 元山 琢然
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實

許可の年月日 令和 5年 5月27日

許可の有効期限 令和10年 5月26日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H15. 5.23	更新許可	H30. 7. 9	更新許可
H20. 6.17	更新許可	H30.12.19	変更許可
H25. 6.10	更新許可	R 5. 6.28	更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
収 集 運 搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず がれき類 汚泥 (廃乾電池に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
収 集 運 搬 (積替・保管を含まない) 以 下 余 白	燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白